

## 第38号議案

蒲郡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和7年5月9日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

蒲郡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

### 提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。



## 蒲郡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

蒲郡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年蒲郡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(園路及び広場)	(園路及び広場)
第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、 <u>令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等</u> を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止	(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、 <u>令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等</u> を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止

するための設備が設けられていること。

(7) (略)

するための設備が設けられていること。

(7) (略)

## 附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。